

令和 2 年 4 月 10 日 大阪府内 18 特定行政庁

新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて

1 新型インフルエンザ等特別措置法第 48 条第 4 項の規定により、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築については建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 85 条第 1 項の「応急仮設建築物」、特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設については法第 87 条の 3 第 1 項の「災害救助用建築物」として適用されます。

2 新型コロナウイルス感染症への対策として、応急的に建築する医療施設等については法第 85 条第 2 項の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」、応急的に建築物の用途を変更して医療施設等として使用するものは法第 87 条の 3 第 2 項の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物」として、当分の間、取り扱います。

なお、上記 1，2 において、その建築工事又は用途の変更を完了した後 3 月を超えて当該建築物を存続又は使用しようとする場合においては、法第 85 条第 3 項又は法第 87 条の 3 第 3 項の規定により、その超えることとなる日より前に、特定行政庁の許可を受けなければなりません。

上記 2 の医療施設等に該当するかどうか等、制度の内容や手続き等については、以下の問合せ先までご連絡をお願いします。

【問合せ先】 大阪府内建築行政連絡協議会 事務局
大阪府 住宅まちづくり部 審査指導課 確認・検査グループ
平山（英）、美野、松本、大庭
電話番号 06-6941-0351（内）3026